

業務管理委員会設置要綱（案）

（設立目的）

第 1 条 厚生労働省、愛知県及び一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会（以下「組織委員会」という。）（以下、これら三者を総称して「三者」という。）は、三者が合意した「2028 年技能五輪国際大会の基本的な方向について」に基づき、組織委員会が実施する 2028 年技能五輪国際大会（日本・愛知大会）（以下、「愛知大会」という。）の準備及び運営に関する業務（以下「準備運営業務」という。）に関し、コスト管理・執行統制等の観点から、三者間において、組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘を行うこと等により、準備運営業務の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場として、本要綱に定めるところにより、業務管理委員会（以下「本委員会」という。）を設立する。

（委員）

第 2 条 本委員会は、別表に掲げる組織の職にある者を委員とする。

（委員長）

第 3 条 本委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第 4 条 本委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者を本委員会に参加させることができる。

（協議の対象）

第 5 条 本委員会では、次に掲げる事項について協議するものとし、これらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて指摘、助言等を行う。

- 一 準備運営業務の実施に係る基本的な方向について
- 二 準備運営業務に係る経費について
- 三 準備運営業務に係るコスト管理や執行統制について
- 四 その他準備運営業務に関し必要なことについて

（協議結果の尊重）

第 6 条 本委員会において協議（必要に応じて行われた指摘等を含む。）が整った事項については、三者はその協議結果を尊重するものとする。

(会議の公開等)

第7条 本委員会の会議は、原則、非公開とするが、会議開催日以降、本委員会の会議資料等を公開する。ただし、委員長は、会議資料等について、関係者等の権利若しくは正当な利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

2 本委員会の委員は、本委員会解散後であっても、本委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 本委員会の事務局は組織委員会に置き、三者が共同して事務を行う。

附則

本要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。

(別表)

組織	職
厚生労働省	人材開発統括官
愛知県	労働局長
一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会	事務総長